

## 平成 25 年度 11 月補正予算案等の概要

### I 補正予算案について

9 月補正予算編成後の状況の変化により、緊急かつやむを得ないものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

#### 1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの 累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額	(参考) 25 年度 11 現/ 24 年度 11 現
一般会計	1,779,489	104	1,779,593	100.0
特別会計	1,088,508	—	1,088,508	116.7
企業会計	115,247	—	115,247	107.1
計	2,983,245	104	2,983,349	105.8

(注) この資料の計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### 2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの 累計額	11 月補正予算額	11 月現計予算額
繰入金	51,603	50	51,653
繰越金	1,882	37	1,920
諸収入	24,375	16	24,391
その他	1,701,627	—	1,701,627
計	1,779,489	104	1,779,593

(注) この資料の計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### 3 補正予算案の内容

- ㊦ 高等学校進学準備のための奨学金の貸付け (P 7 参照) 5,400 万円

高等学校等への入学前の 3 月に必要な費用に対応できるよう、短期臨時奨学金を貸し付ける。

[教育局行政部財務課 TEL 045-210-8100]

- ㊦ 私立幼稚園の認定こども園への移行推進 (安心こども基金活用事業) (P 8 参照) 5,000 万円

待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育を実施する私立幼稚園に、運営費を助成する市町村に対して助成する。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	2 件
条 例 の 改 正	16 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2 件
そ の 他	3 件
計	23 件

### 2 主な条例案等

#### 【条例の制定及び改正】

- 専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例（P5参照）  
専門委員、顧問及び参与の設置、定数、任期等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬、費用弁償及びその支給方法について定める条例を制定する。  
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]
- 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例（P6参照）  
神奈川県緊急財政対策で示した出先機関の見直しの方向性に基づき、児童相談所の新設・廃止及び保健福祉事務所の再編・統合をするため、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]
- 神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例（P7参照）  
高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、短期臨時奨学金を創設するため、所要の改正を行う。  
[教育局行政部財務課 TEL 045-210-8100]
- 第3次一括法関係6議案  
第3次一括法による法改正に伴い、条例の制定・改正を行う。
  - ① 神奈川県青少年問題協議会条例  
地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、神奈川県青少年問題協議会の組織及び運営に関する条例を制定する。  
[県民局次世代育成部青少年課 TEL 045-210-3830]
  - ② 神奈川県土地利用審査会条例の一部を改正する条例  
国土利用計画法の一部改正に伴い、神奈川県土地利用審査会の委員の定数を定めるなど、所要の改正を行う。  
[政策局政策部土地水資源対策課 TEL 045-210-3100]
  - ③ 神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例  
地方税法の一部改正に伴い、神奈川県固定資産評価審議会の委員の定数を定めるため、所要の改正を行う。  
[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]
  - ④ 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例  
地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業を承認できる職員の年齢を定めるため、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

⑤ 神奈川県開発審査会条例の一部を改正する条例

都市計画法の一部改正に伴い、神奈川県開発審査会の委員の定数を定めるなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築安全課 TEL 045-210-6250]

⑥ 神奈川県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、神奈川県留置施設視察委員会の委員の任期を定めるため、所要の改正を行う。

[警察本部総務部留置管理課 TEL 045-211-1212 内線 2361]

### 3 その他の提出予定議案

#### 【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

土地改良区の設立認可等の事務を横浜市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳ネットワークシステムを更に活用するため、知事から神奈川県公安委員会への本人確認情報の提供事務として、道路交通法による放置違反金に関する事務を規定に追加するなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県新しい公共支援事業基金条例が失効することに伴い、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会を廃止するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

旅券法の一部改正により、一般旅券の記載事項の訂正申請の受理等の事務が廃止されたこと等に伴い、一般旅券記載事項訂正手数料等を廃止するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

○ 神奈川県立かながわ女性センター条例の一部を改正する条例

老朽化の著しい宿泊室及びホールの利用を停止することに伴い、使用料を廃止するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（5法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

○ 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行規則が一部改正されたことから、産業技術短期大学校で実施する訓練課程の基準を見直すため、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5700]

○ 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法の一部改正により、水利使用に関して登録制が導入されたことに伴い、水利使用登録を受けた者から流水占用料を徴収するため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部流域海岸企画課 TEL 045-210-6470]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

湘南港港湾管理事務所の再整備に伴い、有料設備の利用料の額を定めるため、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	一級河川矢上川地下調節池中間立坑本体工事請負契約	川崎市高津区久末地内	35億5,425万円
②	横須賀警察署新築工事（建築）請負契約	横須賀市新港町1番地10	14億5,668万6,000円

①[県土整備局河川下水道部河川課 TEL 045-210-6490]

②[警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212 内線 2261]

【その他】

○ 児童の一時保護に関する事務の委託の廃止について

平成26年3月31日をもって県北地域児童相談所を廃止することから、相模原市と神奈川県との間の児童の一時保護に関する事務の委託の廃止について協議するため提案するもの。

[県民局次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]

○ 和解について

大気常時監視自動計測器入札談合に係る損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[環境農政局環境部大気水質課 TEL 045-210-4120]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成26年度における宝くじの発売について議決を得るため提案するもの。（平成26年度発売総額 270億円以内）

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2251]

問い合わせ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 篠田 電話 045-210-2251

予算編成グループ 石田 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 藤澤 電話 045-210-3012

企画調整第二グループ 高野 電話 045-210-3025

# 専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例案の概要

## 1 目的

地方自治法第174条に規定する専門委員及び地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問、参与の設置、定数、任期等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定める。

## 2 内容

### (1) 専門委員、顧問及び参与の設置等

#### ア 専門委員

県に専門委員を置くことができる。

専門委員は、調査事項に関し学識経験を有する者で、県政の運営上特に調査する必要があると認められる事項について、知事の委託を受けて調査を行い、その結果を知事に報告する。

#### イ 顧問

県に顧問を置くことができる。

顧問のうち知事が委嘱する顧問は、政策顧問及び法律顧問とする。

(ア) 政策顧問は、県の政策に関し優れた識見を有し、かつ、広い経験を有する者で、県の政策について、知事からの相談に応じ、必要な意見を述べ、又は必要な助言を行う。

(イ) 法律顧問は、法律に関し学識経験を有する者で、県又は県の機関を当事者とする法律上の争訟その他県政の執行上生じた法律上の諸問題について、職員からの相談に応じ、必要な助言を行う。

#### ウ 参与

県に参与を置くことができる。

参与は、行政の特定の分野に関し高い識見又は経験を有する者で、県の特定の分野における施策又は事業について、知事からの相談に応じ、必要な助言を行う。

### (2) 定数

ア 専門委員：一つの調査事項につき原則として1人とする。

イ 顧問：5人以内とする。

ウ 参与：5人以内とする。

### (3) 任期

ア 専門委員の任期は、その調査事項に応じて、委嘱の都度定める。

イ 顧問の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

ウ 参与の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (4) 報酬、費用弁償

ア 専門委員の報酬の額は、月額31万5,000円以内で知事が定める。

イ 専門委員以外の非常勤職員の報酬の額は、別に定めがあるものを除き、職務の内容及び他の非常勤職員の報酬の額との均衡を勘案して知事が定める。

ウ 専門委員その他の非常勤職員が職務のため旅行したときは、別に定めがあるものを除き、費用弁償として職員の給与に関する条例の例により計算した額の旅費を支給する。

### (5) 支給方法

報酬及び費用弁償の支給方法は、別に定めがあるものを除き、県職員の例による。

## 3 施行期日 平成26年1月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150

# 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

神奈川県緊急財政対策で示した出先機関の見直しの方向性に基づき、児童相談所の新設・廃止及び保健福祉事務所の再編・統合を行う。

## 2 内容

### (1) 児童相談所

県北地域児童相談所を廃止し、平塚児童相談所を設置するとともに、中央及び厚木児童相談所の所管区域を見直す。

現 行		改 正 案	
児童相談所名 (設置場所)	所管区域	児童相談所名 (設置場所)	所管区域
中央 (藤沢市亀井野)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、中郡	中央 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、高座郡
		平塚【新設】 (平塚市中原)	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
鎌倉三浦地域 (横須賀市日の出町)	鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡	【同左】	【同左】
小田原 (小田原合同庁舎)	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	【同左】	【同左】
厚木 (厚木合同庁舎)	秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	厚木 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
県北地域 (相模原市中央区)	大和市	【廃止】	

### (2) 保健福祉事務所

保健福祉事務所を9事務所から5事務所4支所に再編・統合する。

現 行		改 正 案	
保健福祉事務所名 (設置場所)	所管区域	保健福祉事務所名(設置場所)	
		支所名(設置場所)	所管区域
平塚 (平塚市豊原町)	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	平塚 (平塚市豊原町)	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
秦野 (秦野市曾屋)		秦野センター(秦野市曾屋)	
鎌倉 (鎌倉市由比ガ浜)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡	鎌倉 (鎌倉市由比ガ浜)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
三崎 (三浦合同庁舎)		三崎センター(三浦合同庁舎)	
小田原(小田原合同庁舎)	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原(小田原合同庁舎)	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
足柄上(足柄上合同庁舎)		足柄上センター(足柄上合同庁舎)	
茅ヶ崎(茅ヶ崎市茅ヶ崎)	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	【同左】	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡
厚木 (厚木合同庁舎)		厚木 (厚木合同庁舎)	
大和 (大和市中央)	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	大和センター(大和市中央)	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡

## 3 施行期日 平成26年4月1日

問い合わせ先  
総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150

# 神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

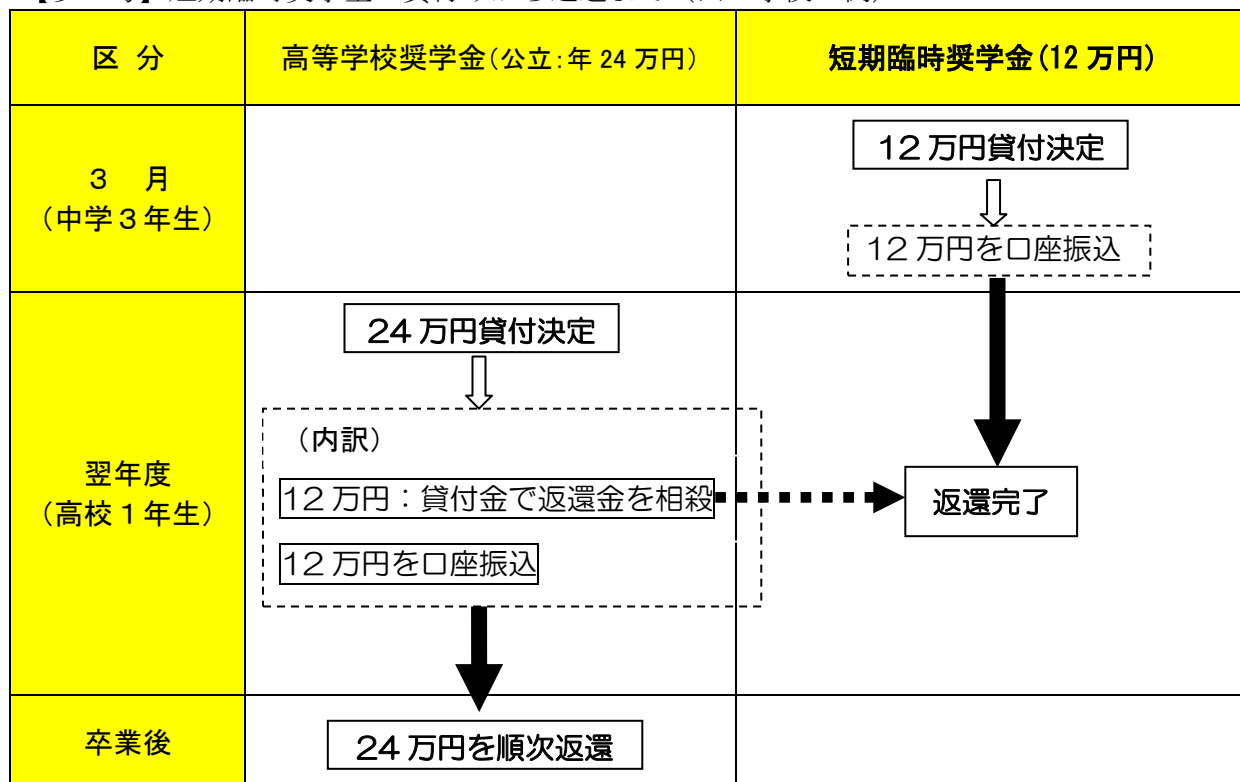
高等学校等又は専修学校の高等課程に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう「短期臨時奨学金」を創設し、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸し付ける。

## 2 内容

- (1) 貸付時期 高等学校等に在学することとなる年の3月
- (2) 貸付額 12万円
- (3) 短期臨時奨学金は、高等学校奨学金の一部に相当する額を、入学直前の3月に前倒して貸し付けられるよう創設する制度であることから、その返還は、高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺する方法で行うものとする。

## 3 施行期日 公布の日

【参 考】短期臨時奨学金の貸付けから返還まで（公立学校の例）



問い合わせ先

教育局行政部財務課 課長 長野 電話 045-210-8100  
育英グループ 馬場 電話 045-210-8251

## (新) 私立幼稚園の認定こども園への移行推進 (幼稚園長時間預かり保育事業費補助)

### 1 目的

待機児童解消のため、平成 25 年 4 月 19 日に国が発表した「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村が、長時間預かり保育を実施する私立幼稚園に対し運営費を助成することで、保育サービスの供給を増やし、待機児童の解消を図ることを目的とする。

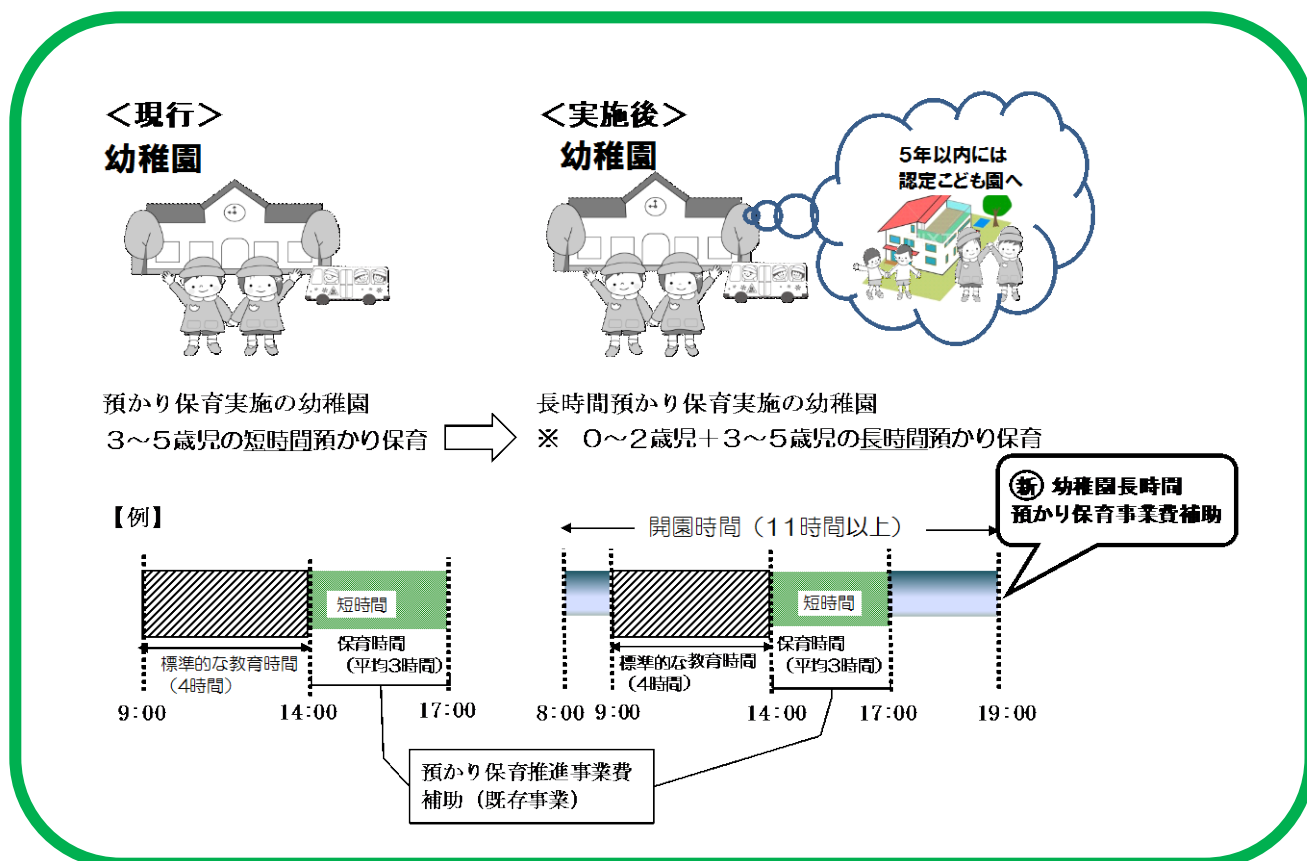
なお、当該補助金を受けた幼稚園は、事業開始後 5 年以内に認定こども園に移行する。

2 補正予算額 5,000 万円 (安心こども基金 10/10)

### 3 事業内容

認定こども園への移行に向けて、長時間預かり保育 ※ や 0～2 歳児の保育を実施する私立幼稚園に運営費の助成を行う市町村に対して助成する。

※ 通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに園児 (3～5 歳児) に行う教育活動



4 実施予定数 71 園 (横浜市内：66 園、平塚市内：1 園、鎌倉市内：2 園、伊勢原市内：2 園)

問い合わせ先

県民局次世代育成部次世代育成課 課長 井上 電話 045-210-4660

副課長 榊原 電話 045-210-4661